

セルカ何等纏リタル結果ナシ

七、経過

（一）従業員側

従業員ハ要求貫徹ノ為メ全園労農大衆党東京映画同人組合  
應援ノ下ニ結束ヲ固メソ、アリ

（二）事業主側

（一）事業主側ニ於テハ従業員高橋華舟、月島光波ニ名メ本月一  
日ノ平和館ノ罷業ニ際シ業務中突如職務ヲ抛テ隠居ニ参  
加セルハ不都合ナリトシ本月二日右ニ名メ解雇セリ  
（四）興行ハ一日モ休館セズ継続中ニシテ要求書ニ對シテハ各  
重役間對策協議中

八、警察事故

本月一日平和館罷業應援ニ至リ不穩ノ行動ニ以テントシタル  
月島光波、高橋華舟、両名ハ所轄署ニ於テ検束取調中  
右及申（通）報俟也

要求書

- 一 解雇減給ヲ絶対ニセザルコト
- 一 退職金當額ヲ決定スルコト
- 一 館ノ轉賃ヲ絶対ニセザルコト
- 一 二年ニ回、昇給制ヲ制定スルコト
- 一 現在ノ給料ヲ就取當時ノ給料ニ復スルコト
- 一 但シ福田、辰形、両名ハ江柄寄附ノ元給ニ復スルコト
- 一 二年ニ回、賞与ヲ制定スルコト
- 一 但シ月給ノ五割以上ノコト
- 一 館修理改築ニ依リ休職スル場合ハ全給料ヲ支給スルコト
- 一 月ニ回、公休ヲ制定スルコト
- 一 女子従業員ノ生理休暇ヲ制定スルコト
- 一 日給者ハ月給制度ニスルコト
- 一 病氣其他止ムラ得サル欠勤ニ對シ臨時雇入ノ場合ハ会社ニテ負担スルコト
- 一 時向労働者ノ場合ハ相當ノ手當ヲ支給スルコト
- 一 洋装部員ヲ一名増員スルコト
- 一 表方ノカケモチニ對シテハ特別手當ヲ支給スルコト
- 一 但シ一ヶ月拾円支給ノコト
- 一 給料三十圓以下ノ者ニ對シテハ現給ノ五割ヲ増給ノコト
- 一 今回ノ争議ニ對スル犧牲者ヲ絶対ニセザルコト
- 一 争議中、日給ヲ會社ニテ全額支給スルコト
- 一 争議費用ヲ會社ニテ全額負担スルコト